

議案第138号

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に鑑み、木造の共同住宅等の用途に供する建築物のうち、内装に関する制限を受けないものの範囲について、所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡市建築基準法施行条例（平成19年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第19条中「及び準耐火建築物」を「，準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）」に改める。

第30条第3項中「第115条の2の2第1項第1号に規定する技術的基準」を「第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準（主要構造部である壁，柱，床，はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。